

## 西宮市教育委員会臨時的任用教職員取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用する教職員（以下「臨時的任用教職員」という。）の任用等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任用)

第2条 臨時的任用教職員は、地方公務員法第16条及び教育職員にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当しない者のうちから、西宮市教育委員会が任命する。

2 任用にあつては、任用期間、従事させる職務の内容、給与、勤務時間等任用期間を明示し、誓約書に署名させるとともに、発令通知書を交付する。

### (身分)

第3条 臨時的任用教職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員とする。ただし、同法第27条第2項、第28条第1項から第3項まで、第49条第1項及び第2項並びに行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定を適用しない。

2 臨時的任用教職員は正式任用に際して、いかなる優先権も認めない。

### (解任)

第4条 任命権者は、臨時的任用教職員が次の各号の一に該当する場合は解任することができる。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 制度の改廃または事業の縮小により廃職若しくは過員が生じた場合
- (4) この要綱に違反した場合

### (退職)

第5条 臨時的任用教職員が、次の各号の一に該当するときは、その日を退職の日とし、臨時的任用教職員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、任命権者の承認があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任用期間が満了したとき。

2 任用期間満了時の際は、退職発令をすることなく退職する。ただし、任用期間の中途において自己の都合等により退職する場合は、退職発令による。

### (勤務時間その他の勤務条件)

第6条 臨時的任用教職員に、任用期間に応じて、別表に定める年次休暇を付与する。

2 任用の更新が行われる臨時的任用教職員については、当初の任用期間と更新される任用期間を通算した任用期間に応じて別表に定める日数から当初に付与した日数を控除した日数を、更新時に付与するものとする。

3 任用期間が翌年度に引き続く場合において、1年度を通じて付与した年次休暇の残日数は、翌年度に限り繰り越すことができる。

4 前3項に定めるもののほか勤務時間その他の勤務条件に関しては、西宮市教育委員会の所管に属す

る一般教職員の例による。

(給与)

第7条 臨時的任用教職員に適用する給料表は、西宮市一般職員の給与に関する条例（昭和26年西宮市条例第54号）別表第4に規定する教育職給料表とする。ただし、任用期間中の昇給は行わないものとする。

2 通勤手当に関しては、任用期間に応じて調整することができる。

3 前2項に定めるもののほか給与に関しては、西宮市教育委員会の所管に属する一般教職員の例による。

(旅費)

第8条 臨時的任用教職員の旅費に関しては、西宮市教育委員会の所管に属する一般教職員に準じて支給する。

(社会保険等)

第9条 臨時的任用教職員の公立学校共済組合への加入については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

2 雇用保険については、任用期間が6月未満の者（退職手当が支給されない者）について加入する。

(災害補償)

第10条 臨時的任用教職員の公務上の災害（通勤災害を含む。）に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

2 教育職員（臨時的任用）の取扱要綱（昭和56年2月1日施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第6条関係）

年次休暇付与日数表

任用期間 (月数)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年次休暇 (日数)	1	3	5	7	8	10	12	14	15	17	19	21

備考 任用期間の始期及び終期の日が属する月を、それぞれ1月とする。ただし、始期及び終期の日が同じ月に属する場合は、あわせて1月とする。